

新検査制度施行に伴う 燃料体検査の調整事項について

輸入燃料体の成型加工を新検査制度施行前に実施する場合



【課題】
なし

ケース

輸入燃料体検査申請

講じていただく経過措置に基づく対応

【調整事項】

なし。

(輸入燃料体検査申請済みであり、従前の例により輸入燃料体検査として扱うといった経過措置に基づく対応を行う)

輸入燃料体の成型加工が新検査制度施行をまたぐ場合



【課題】

- ・燃料加工工程毎に検査を行うため、新検査制度施行直後から使用前事業者検査として検査を実施する必要がある。
- ・使用前事業者検査を行うためには、設工認の認可を得ている必要がある。
- ・使用前確認申請が必要な場合、使用前事業者検査の1ヶ月前までに申請するため、その前に設工認の認可を得ている必要がある。

ケース

輸入燃料体検査申請

1ヶ月以上

講じていただく経過措置に基づく対応

【調整事項】

なし。

(2020年3月までに輸入燃料体検査申請を行うことで、従前の例により輸入燃料体検査として扱うといった経過措置に基づく対応を行う)

輸入燃料体の成型加工を新検査制度施行後に実施する場合



- 【課題】
- ・新検査制度施行後は使用前事業者検査として検査を実施する必要がある。
 - ・使用前事業者検査を行うためには、設工認の認可を得ている必要があるが、設工認の認可が得られていない場合、加工工程が止まるおそれがある。
 - ・使用前確認申請が必要な場合、使用前事業者検査の1ヶ月前までに確認申請が必要であり、その前に設工認の認可を得ている必要がある。

ケース

輸入燃料体検査申請

講じていただく経過措置に基づく対応

【調整事項】

2020年度中に新検査制度下での使用前事業者検査の開始が必要なものについては、2020年3月までに輸入燃料体検査申請を行うことで、現在検討いただいている経過措置の対象としていただきたい。